

長良川河口堰閘門(船通し)通航規制のお知らせ

閘門（船通し）ゲートの整備工事を行うため、以下のとおり通航規制を行います。
 なお、通航規制につきましては、**夜間通航止め**、**大閘室による通航（喫水1.3m以内の船のみ通航可）**の2種類の規制がありますので、以下の規制予定をご確認下さい。
 ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。
 また、通航規制については天候等により変更する場合がありますが、その際には、改めてご連絡致します。

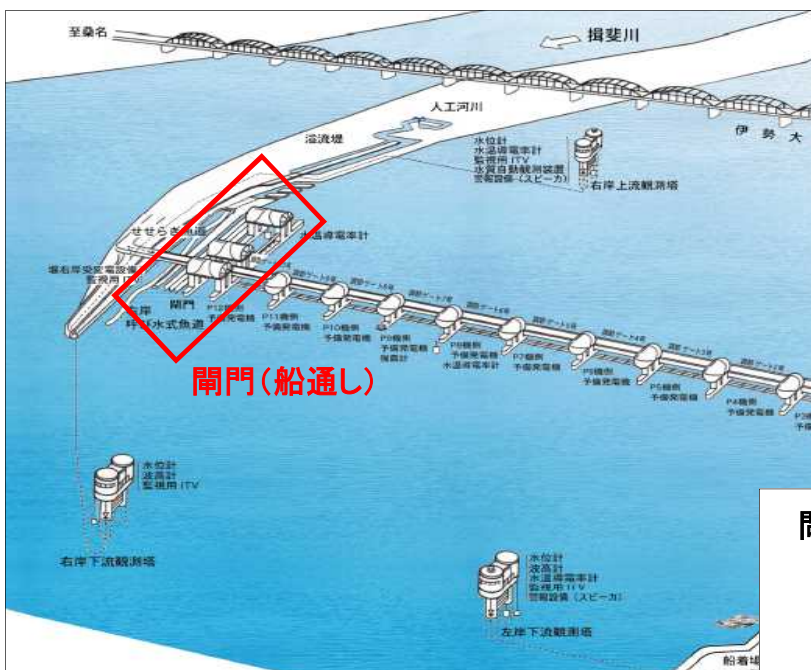
1. 夜間通航止め

- ・ 期間：①平成31年 2月18日（月）～ 3月15日（金）
 （午後6時から翌朝午前4時まで通航止め）
- ・ 注意：工事によりゲートが動かないため、通航ができません。

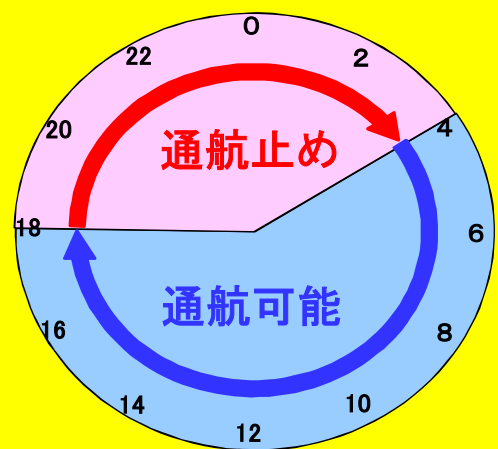
2. 大閘室による通航（喫水1.3m以内の船のみ通航可）

- ・ 期間：①平成31年 1月 8日（火）～ 2月12日（火）
 （大閘室を使用した通船となります。
 ただし、喫水1.3mを超える船は通航できません。）
- ・ 注意：大閘室を使用するの通船操作となりますので通常より時間がかかります。
 （条件によっては、1時間程度の通船時間となります。）

通航規制の内容	平成31年		
	1月	2月	3月
1. 夜間通航止め		18 [Red Bar]	15
2. 大閘室による通航 (喫水1.3m以内の船のみ通航可)	8 [Green Bar]	12 [Green Bar]	



平成31年 2月18日～ 3月15日 夜間通航止め



問い合わせ先
 独立行政法人水資源機構
 長良川河口堰管理所 管理課・機械課
 TEL 0594-42-5012